

鳥インフルエンザの対応について

渡り鳥のシーズンに伴い国内において鳥インフルエンザの発生が報告されております。

これまで以上にウィルスの侵入とまん延に対して注意が必要となっております。

鳥インフルエンザは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常は人間には感染しません。日常生活では鳥の排泄物などに触れた場合は、うがい手洗いをすれば過度に心配する必要はありません。

傷つき死亡している野鳥を拾ったり発見した時には、むやみに触らず保護せず、兵庫県の農林振興事務所や兵庫県の家畜保健衛生所に連絡してください。

「西播地域の高病原性鳥インフルエンザ対応関係窓口」

姫路家畜保健衛生所	079-240-7085
西播磨県民局	0791-58-2100
光都農林水産振興事務所	0791-58-2347
龍野健康福祉事務所	0791-63-5143
赤穂健康福祉事務所	0791-43-2321

* 動物病院への傷病野鳥の直接の持ち込みは行わないでください。必ず上記の兵庫県行政機関へのご連絡をお願いします。

兵庫県の高病原性鳥インフルエンザ情報 <http://www3131.ec-net.jp/>

兵庫県における鳥インフルエンザ関係相談窓口 <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf14/documents/h26.pdf>

兵庫県の農林事務所 https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk02/af02_000000019.html

兵庫県の家畜保健衛生所 <http://www3131.ec-net.jp/>

ご説明文書 PDF :

- ・ 死亡した野鳥を見かけたら http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/leaflet/leaflet-a.pdf
 - ・ 野鳥拾わないで https://www.wbsj.org/fukyu/hirowanaide/img/hina_2017.pdf
 - ・ 野鳥の接し方について http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf
-